

令和3年 第9回

毛呂山町農業委員会会議録

開催月日	令和3年9月27日(月)					
開催場所	204会議室					
開催時刻宣言	午後2時00分					
会長	初野 健一					
委員 出席 席 状 況	農業委員			農地利用最適化推進委員		
	席次 番号	氏名	出欠	席次 番号	氏名	出欠
	1	初野 健一	出	1	森 修	出
	2	関口 隆	出	2	小高 孝司	出
	3	峯岸 英男	出	3	渡邊 典邦	出
	4	岡野 鈴代	出	4	岡野 國明	出
	5	新井 功	出	5	福島 誠一	出
6	小川 收一	出				

[議案等]

日程第3 報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：平山二丁目 (畑) 合計 10 m²

転用の詳細：自己用住宅

転用の時期：受理通知後

日程第4 報告第2号番号1 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

土地の表示：大字毛呂本郷 (畑) 合計 200 m²

転用の詳細：長屋住宅

転用の時期：受理通知後

日程第5 報告第3号番号1 農地改良等に係る届出報告について

土地の表示：大字葛貫 (田) 合計 360 m²

報告第3号番号2 農地改良等に係る届出報告について

土地の表示：大字葛貫 (田) 合計 1,329 m²の内 999 m²

報告第3号番号3 農地改良等に係る届出報告について

土地の表示：大字葛貫 (田) 合計 1,580 m²の内 999 m²

報告第3号番号4 農地改良等に係る届出報告について

土地の表示：大字葛貫 (田) 合計 2,543 m²の内 999 m²

議長	<p>(開会挨拶)</p> <p>それでは令和3年第9回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は農業委員6名中6名、農地利用最適化推進委員5名の出席があり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>◎日程第1 会議録署名委員の指名</p>
議長	<p>会議録署名委員の指名の件を議題とします。</p> <p>毛呂山町農業委員会会議規則第36条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>それでは会議録署名委員に5番、6番を指名します。</p> <p>◎日程第2 会期の決定</p>
議長	<p>会期の決定につきまして本日1日とすることに異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>会期は本日1日とします。</p> <p>◎日程第3 報告第1号</p>
議長	<p>報告第1号番号1 農地法第4条1項第8項の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p>
議長	<p>質問のある方はいますか。</p>
議長	<p>報告第1号番号1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。</p>

議長	◎日程第4報告第2号 報告第2号番号1農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
議長	報告第2号番号1農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告についての報告を終わります。
議長	◎日程第5 報告第3号 報告第3号番号1～4農地改良等に係る届出報告について事務局に説明を求めます。
事務局	(内容説明)
議長	質問のある方はいますか。
関口委員	これは元々田だから水はけが悪いんだと思いますが、今度畑にするという事で地目を畑に変えた方が良いと思うがそういう指導は今後どのようにしますか。
事務局	農地法では田畑転換したら畑に変えなさいという事は記載されておりましたが、実際畑になるというのであれば地目も畑になっている事が良いと思われますので、代理人へお伝えいたします。
関口委員	調査の時に、田なのに畑になっていると調査上好ましくないと思いますので、地目も畑にするように指導出来たら良いと思います。
峯岸委員	ここは水路があるのですか。
事務局	水路が、真ん中の溝になっている所です。
議長	ここは暗渠にするのですか。

事務局	既存の水路の状態は残したままで、暗渠にするという事ですが、まちづくり整備課と協議を進めているとの事です。
峯岸委員	これはどこの水路ですか、葛川と大谷木川の支線ですか。支線だと暗渠にすると水が詰まるという問題があると思いますが。
事務局	支線の水路断面確保等の機能確保については、農地改良に関する農業委員会からの意見という事で伝えます。
議長	箱根の問題等があり水路を潰すと後で問題が出たときに責任問題が出てくるので大丈夫か心配なので。
事務局	こちらは南部地区として町で企業誘致を進めている部分に隣接する土地で、そこを進めている事業者の方で周辺農地の対策としても計画地と周辺土地との高さの是正などをこの届出でしているものと思われます。
議長	この埋め立ては生活環境課が担当してるんですか。
事務局	生活環境課にも業者に行ってもらい協議しております。
議長	生活環境課で協議してもらい、農業委員会で報告となるのですか。
事務局	農業委員会に諮る転用の届出案件については、生活環境課の埋立条例については、適用にならないとのことでした。
峯岸委員	町がちゃんと監視してやってもらえれば問題ないのではないですか。
事務局	ご意見をいただいたので、その場所の注視をし、事業者にも伝えます。
小川委員	この土地は第一用水のエリアですか。田から畑になると賦課金も関わってくると思いますが、第一用水のエリアかどうか確認してもらい、相談しよく確認を取っておいた方が良いのではないですか。
事務局	解りました。
議長	他にご質問はありますか。

福島委員	たとえば水はけが悪い畑が道路に面していて、盛土とかする場合には申請が必要ですか。
事務局	そうですね、申請が必要です。
議長	報告第3号番号1～4農地改良等に係る届出報告についての報告を終わります。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
会長代理	(閉会挨拶) 以上を持ちまして令和3年第9回農業委員会総会を閉会いたします。